

番 号	30請願第 4 号 (議会運営委員会付託)
受理年月日	平成30年 8 月24日
件 名	陳情の全件審議について
提 出 者	三鷹市在住 成清 一夫 ほか 9人
紹介議員	増田 仁
要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>市民が、議会に対して要望を上げる手段として、請願と陳情があります。</p> <p>そのうち、陳情の取り扱いについては、議会運営委員会で取り扱いを協議した上で、審議をするか、議場配付にとどめるか、ということを決定的にすることになっています。</p> <p>しかし、請願も陳情も、議会と市民を結ぶ非常に重要な制度であって、それを「審議もしない」ということ、そして、「その取り扱いを議会運営委員会という議会運営の一部でしかない委員会が行う」ことは、民主主義の基本にもとることだと思いません。</p> <p>市民の意見を議会としてどうするのかを決定し、その結果を市民に返す、という双方向性が、必須だと思います。</p> <p>そこで、以下について請願を提出するものです。</p> <p>1 陳情については、所管の委員会へ付託した上で、提出者が補足説明を希望した場合は、基本的に全件審議を行った上で、採決を行う。</p>	